

建設工事、測量・建設コンサルタント等業務の
入札参加資格登録をされている皆様へ

平成 25 年 1 月 18 日
大阪府総務部契約局

最低制限価格及び失格基準価格の公表時期の早期化について

大阪府では、これまで予定価格を事後公表とした入札案件の最低制限価格及び失格基準価格は、落札者が決定した後に公表することとしておりました。

そのため、入札参加者の皆様には、落札者が決定するまでの間、配置予定技術者を待機させるといったご負担を強いることになっておりました。

このたび、そのご負担を軽減するため、下記のとおり、落札者の決定を待たずに、建設工事等の公表後の予定価格（設計金額）に対する質疑回答の期間が終了した後、速やかに最低制限価格及び失格基準価格を公表することといたしましたので、お知らせします。

記

1 対象となる入札案件

平成 25 年 2 月 1 日以降に公告する予定価格が事後公表の建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務（大阪府電子調達システムによる電子入札案件に限ります。）

2 公表時期

公表後の予定価格（設計金額）に対する質疑回答期間の終了日の翌日※（休日等を除きます。）

※ 開札日（再度の入札を行う場合は再度の入札の開札日）から起算しておおむね6日目（休日等を除きます。）となります。ただし、質疑の有無等により前後することがあります。

担当：総務部契約局建設工事課
建築入札グループ・土木入札グループ
TEL：代表 06-6941-0351
内線 5386・5358